

令和5年度特定健康診査

〈資料2〉

対象者

令和5年4月1日現在、国民健康保険加入者又は後期高齢者医療制度加入者で、受診時点で引き続き加入中の方が対象となります。

令和5年4月2日以降国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入した方についても、本人からの申し出があれば、受診券を発行します。

対象者のグループ分け 【資料集 P.1 参照】

国民健康保険の加入者で39歳から74歳の方・後期高齢者医療制度加入者の2グループに分けます。年齢は令和5年4月1日現在で判断します。

受診券の色は、白（国民健康保険）・桃（後期高齢者医療制度）とします。

また、生活保護受給の方に保健センターまたは福祉総務課から緑色の受診券を送付します。

受診券発送時期及び受診期間

令和5年4月1日現在、国民健康保険加入者又は後期高齢者医療制度加入者については、令和5年5月31日までに配達完了予定です。

令和5年4月2日以降の加入者から申し出があった場合には、随時受診券を発送します。申し出の受付窓口は保険医療課です。

受診期間は**令和5年6月1日～令和6年2月14日まで**の期間とします。

有効期限の延長はできませんので、予約を受け付ける際には十分ご注意ください。

送付物 【資料集 P.3～14 参照】

送付物は受診券、案内文（A3）、質問票、実施医療機関一覧表です。

問合せ先 小牧市役所 保険医療課 国保係
電話 (0568) 76-1123

受診の流れ

①受診者からの予約を受け付けます。

②健診当日は以下の2点を必ず行ってから健診を行ってください。

I：保険証の確認及び受診券の色・有効期限の確認

・国民健康保険証⇒ 白色受診券で受診できます。

・後期高齢者医療保険証⇒ 桃色受診券で受診できます。

(注意点) **健診受診日までに75歳(後期高齢者)となった方は白色の受診券では受診できません。(受診券の有効期限も75歳の誕生日前日となっています。)**また、障害等で早期に後期高齢者となった方も同様です。

⇒後期高齢者用(桃色)の受診券がない場合は、保険医療課までご連絡いただくようお願いいたします。

その他資格に関し、疑問な点があればすぐに保険医療課へ問い合わせる資格の確認をしてください。

※資格喪失後の健診には健診費用を支払うことができません。

II：受診券・質問票の回収

(注意点) **質問票の記入漏れがないか確認し、未記入の項目があれば聞き取りをして回答を埋めてください。**

※歯の健康得点は任意回答事項です。(未記入であってもそのままで結構です。)

令和2年度より、後期高齢者の質問票の内容が変更になりました。受診券と合った質問票であるか、確認をお願いします。

③健診項目の確認 【資料集 P.1~4 参照】

白・桃色受診券ともに、基本項目+詳細項目 または 人間ドック

基本項目は受診者全員に実施します。

詳細項目は資料集 P.2 の実施基準により実施します。

(注意点) **特定健診のクレアチニン検査は平成30年度より詳細項目となりましたので、医療機関で必ず実施の判断を行ってください。**

ただし、**人間ドックのクレアチニン検査は全員実施**となります。

④眼底検査の取り扱い 【資料集 P.15～19 参照】

市内の眼科医療機関へ眼底検査の業務を依頼できます。

依頼できる眼科は眼底検査実施機関(資料集 P.18)で確認してください。

ステップ1 健診結果もしくは医師の判断により眼底検査を実施する場合、依頼箋を受診者に渡し、眼底検査を受けに行ってもらいます。眼科は医療機関が指定しても、受診者に選択させてもどちらでもかまいません。

※必ず検査期限を設け、厳守するよう伝えてください。検査期限は概ね2週間程度設けてください。

ステップ2 健診結果を眼底検査実施機関から受け取り、結果通知表(資料集 P.20)に転記するとともに、小牧市へ提出する結果通知表に添付してください。

ステップ3 月1回、眼底検査実施機関から各医療機関へ請求書が届きますので、各医療機関から支払いをお願いします。

※小牧市からの眼底検査費用は、他の健診費用と併せて各医療機関へ支払いますので、眼底検査実施機関への支払いは各医療機関から行ってください。

⑤結果通知表(3枚複写式用紙)の作成 【資料集 P.20 参照】

受診者の区分(国保、後期高齢者)に合わせた結果通知表の様式を使用してください。

※人間ドックを実施した場合は専用の結果通知表に記入してください。

ステップ1 受診券の受診者情報(右側)をはがし、結果通知表の1枚目(市役所用)に貼ります。受診券の宛名(左側・下)を結果通知表の2枚目(医療機関用)に貼り、受診券の宛名(左側・上)を結果通知表の3枚目(受診者用)に貼ります。この時点で、受診券は不要となりますので破棄してください。

ステップ2 質問票の回答を結果通知表へ転記します。
この時、未記入があると小牧市から医療機関へ返戻となりますので、必ずすべての項目に記入してください。

ステップ3 数値等、健診結果を全て記入します。
眼底検査を外部へ依頼した場合、結果の提出を待って、必ず眼底検査の結果を転記するとともに、小牧市へ提出する結果

通知表に添付してください。結果通知表に依頼箋の添付がない場合、眼底検査を行なったものとはみなしません。また、眼底検査のみの請求は受け付けできません。

ステップ4 情報提供の方法を記入します。

健診結果の通知方法について、対面での説明を実施（または実施予定）の場合は3、集団健診実施または郵送での結果通知を実施（または実施予定）の場合は1に○をつけてください。後期高齢の場合は、対面での説明を実施（または実施予定）の場合は2、対面での説明を実施しない場合は空欄としてください。なお、この項目は請求金額への影響はありません。

⑥結果通知

結果通知表の1枚目は小牧市への請求書（資料集 P.21）とあわせて保健センターへ提出してください。

結果通知表の2枚目は医療機関控えです。被保険者番号、氏名等の記載されたシールを貼り付けていただきますが、各医療機関で他に必要とする項目は手書きで記入してください。

結果通知表の3枚目は受診者への結果通知です。質問票とともに手渡し又は郵送で、速やかに受診者へ通知してください。

後期高齢者に結果通知する際には、「フレイルチェック質問票と結果の見方」を合わせてお渡してください。

※ 質問票および過去の健診結果は結果通知表とともに本人に返却してください。

特定保健指導の実施を承諾された医療機関については、健診日当日または結果通知時、特定保健指導の対象に該当する受診者に対して引き続き保健指導を実施することができます。保健指導を実施する場合には、結果通知表の右下欄に初回面接実施日を3枚複写で記入してください。

… <資料3> 特定保健指導を参照ください。

⑦費用の請求・支払い 【資料集 P.21, 22】

請求書、結果通知表（及び眼底検査依頼箋（眼科へ依頼した場合のみ））を、健診月の翌月10日までに保健センターへ提出してください。10日までに提出された請求書に対して、健診月の翌々月10日までに小牧市から直接医療機関へ支払います。

ただし、提出された請求書等について修正が必要な場合は小牧市から連絡しますので、連絡のあった月の末日までに正しい請求書等を提出してください。その場合は、通常どおり健診月の翌々月の10日までに小牧市から直接各医療機関へ支払います。再提出が間に合わなければ、翌月の提出分に合わせて提出してください。

※注意※

**2月健診分の請求書については、提出期限が2月29日となります。
提出期限以降に提出された場合は、支払いができません。**